

九条家本『九条満家公引付文安二・三年』

ここに紹介する史料は、平成元年度（平成二年三月）に刊行した『図書寮叢刊 九条家歴世記録 二』に所収した九条満家（一三九四～一四四九）の自筆の日記『九条満家公引付』（二冊、函号F八・六）と本来一具と考えられるものである。同記は、永享二～五年分と文安四～六年分との二冊が伝わっているが、今回紹介するのは、それ以外の文安二・三年（一四五五・六）分である。

本記は、当部所蔵の九条家本『大間書』（一巻、函号九・三三三）の紙背文書として伝わってきたところから、従来その存在が知られなかつたが、『大間書』の調査・整理の過程で満家自筆の『九条満家公引付』と一具のものであることが判明した。こうした点から、ここでは先の『図書寮叢刊 九条家歴世記録 二』所収『九条満家公引付』の補遺として紹介するものである。

（一六四七）による表紙が付されており、道房の筆跡で「応保二年十月廿八日除目大間 松殿御執筆」と書かれている。即ち右大臣藤原（松殿）基房が執筆を務めた応保二年（一一六二）の秋除目を手本として、道家が執筆の作法をなぞつて自筆で書き入れたものであつたが、満家の時代になり自身の引付を記すために巻子を一紙毎にしてその紙背に引付を記し、冊子の体に改装したものと推測される。しかし、江戸初期の九条道房の九条家本の整理・修補の過程で本来あつたような『大間書』の姿に、再度戻したものとを考えられる。鎌倉期の当主九条道家の筆跡を尊重しての所為とも推測できる。

紙背となつた『九条満家公引付』についてみれば、ほぼ順序は整つており、表の第二三紙目より第一紙まで順序よく引付が連続している。但し、引付を記すにあたつて料紙の左右が若干切断されており、表の『大間書』は、1・2種の幅で継ぎに空白を生じているが、表もほぼ連続しているとみてよい。但し、江戸初期に裏打ちを施したため、紙背が読みづらくなつており、今回の紹介においても判読不能の箇所もあることをお断りしておきたい。

本記が記されている『大間書』は、鎌倉時代の九条道家（一一九三～一二五二）がはじめて秋除日の執筆を務めた折にその習礼用として用いられたものと考えられている。『大間書』には、江戸初期の当主九条道房（一六〇九

者を特定できない。

二 記主九条満家について

記主九条満家は、応永元年（一三九四）、関白左大臣経教（一三三一～一四〇〇）の末子として誕生。前当主忠基（一三四五～一三九七）の弟にあたる。忠基に子が無かつたところから弟の満家が当主を継承したのである。当時四歳。子息には、のちに『政基公旅引付』を遺した政基（一四五五～一五六六）がいる。当初満輔・満教等と名乗つたが、永享十年（一四二八）満家に改めた。極官は従一位関白・左大臣。文安六年（一四四九）五月四日逝去。享年五六歳。後三縁院と謚号される。満家が当主であった時期は、室町幕府のいわば安定期にあたり、幕府権力も強固であつた。一方在地での武家の勢力も強くなり、公家領寺社領共に武家による侵略によつて所領経営に厳しい対応を迫られる事態となつていつたのである。

なお、詳しい官歴については『図書寮叢刊 九条家歴世記録 二』を参照されたい。

三 内容について

本記は、文安二・三年分といつても二年分はごく僅かであり、ほとんどが

同三年分のものといつてよい。また、先の図書寮叢刊において紹介したように本書は、厳密な意味での日次記ではなく、その時々の備忘のために記された雑記的な要素を多分に含んだものである。特に、九条家から発給した御教書類等の控えが書き留められており、受給した文書以外の情報を得ることができる点で貴重であるといえる。この時期、九条家では家領経営をめぐつて

様々な事態が起つており、国方（守護）・地頭等の在地の動向を多く伝えている。十四世紀末期から十五世紀にかけては、一般に庄園に対する在地勢力の侵略が激化しており、九条家領とて例外でなく家領庄園に対する厳しい経営を迫られていることがわかる。

この時期に実質的な経営が可能であると九条家が認識していたのは、尾張國二宮庄・能登国若山庄・同町野庄・備中國駅里庄・播磨国蔭山庄・同田原庄・和泉国日根野入山田両村・越後国白川庄・摂津国輪田庄等のわずか十ヶ所のみであった（本記文安五年記）。しかし、これらの庄園は遠隔地が多く、ほぼ代官請の状況であり、それ故在地での年貢対応等が進行していたのである。特に、この時期多くみられるのは、摂津国輪田庄に関するものである。輪田庄は、最勝金剛院領から光明院領・報恩院領を経て九条家領となつた庄園であつたが、のち東西に分割され、東方が九条家の管領するところとなつていた。しかし、代官請であつた同地を九条家では借錢のための質物としていたため、一時期九条家の支配から離れていたのであつた。その後九条家では支配を回復し、実質的な年貢を徴収できる数少ない家領として当主自ら経営に腐心することとなつたのである。本記にみえる満家発給の御教書等の控えは、輪田庄に関するものも多く、幕府管領の細川氏・摂津国守護赤松氏、あるいは室町幕府の奉行人飯尾氏等との遣り取りがみられる。

また、のちに子息の政基が下向するところとなる和泉国日根庄等に関するものや、若山庄・白川庄等に関するもの、文安元年八月日の織田直信の尾張国二宮庄に関する請文の写し等、家領経営の史料として既刊の『図書寮叢刊政基公旅引付』や『図書寮叢刊 九条家文書』、また孫の尚経（一四六八～一五三〇）の遺した日次記・雑筆等（『図書寮叢刊 九条家歴世記録 二

(三)と併せみることによつて一四世紀から一五世紀にかけての公家領庄

[文安二年]

(近衛房嗣)

園の実状を知ることのできる史料となる。

この他、天皇元服年齢の一覧や、四方拝の次第、折りにふれての満家の詠草等、日常生活の中で記されたものも多く含んでおり、雑多なものとはいえ当該期の九条家のあり方を考える上で参考となるものと考えられる。

凡例

一、字体は特殊なものを除き、常用漢字を用いた。また異体文字を正字に改めたものもある。

一、本文中に適宜読点および並列点を付した。

一、紙継目には「」を付し、紙数を標出した。但し、紙数は数字は表の『大間書』の順番である。

一、朱書は「」内に入れて他と区別した。

一、編者の加えた註は、すべて（）（）等に入れた。

一、塗抹された文字については、見せ消し記号「」を左傍に付し、右傍に訂正後の文字を註した。

(小森正明)

[文安三年]

文安参年正月一日、天晴、万福幸甚々々、珍重々々、寿福円満家、

橋氏

正六位上以^(薄)繁

右、当年爵、以件人所請如件、

文安参年正月五日

從一位藤原朝臣^(九条)満家

五日、閔白拝賀、^(房嗣)近衛、自里亭沙汰之、且代々儀也、官人

(23)十一月廿三日、閔白宣下、^(子時)楊明、

越後国白河庄領家職事、可被打渡八条殿御代候也、謹言、
有執沙汰候、仍可被全知行候之状如件、
先々

文安武年十一月廿五日

(九条満家)
判

上杉^(房朝)八条入道殿

渡状案
白河庄領家職事、可被打渡八条殿御代候也、謹言、

文安二年十一月十六日

(九条満家)
実景判

添崎小四郎殿

持据、

(22) 預置飯尾加賀入道文書共事、
(持行)

一、若山庄重書、先年預置十四五通歟、

一、家領段錢御教書、若山庄一通并町野庄・輪田庄・駅
里庄何も被成守護御教書也、

一、輪田庄重書、勅裁三通・武家御教書案・建武安堵御

判并目錄奉行封裏、同輪田庄段錢御教書、

一、寺地・橘重書・本福院請文等三通、同預之、

正月六日、飯尾加賀入道來、進太刀馬、不興之間不及對面、
五日、閔白拝賀、殿上前驅十人、地下前驅六人、各乘馬、
官人二人、番長二人、各乘馬、如木・車副四人、其外牛
飼・番頭八人、

公卿一人勘解由小路中納言清房卿扈從、

飯尾加賀入道來、出太刀、正月六日、

白鳥一、鶴三十、二宮代官織田豊後守進上、正・八、
何も入箱、

後報恩院殿 経教

建武二年二月廿七日、元服、五歳從五位上、聽禁色、

詠花万春友和歌

臣從一位滿家

(22) 上寿祝詞 園中納言基秀卿勤仕

永享五年正月三日 御元服作法

掛毛 畏支天皇我朝廷爾仕 奉留 親王・諸王・諸臣等 恐美

恐美毛申給止波久申サク、掛毛畏支天皇我朝廷ノ令月乃吉日爾御

冠加 紿天、百礼具尔備利、万民同ク悦ヨロツタミ ヨロコヒ 太天末、不勝タヘ

此太慶一 天謹ツ、シミテタマツル 上一 万千歲寿 ムテ止 恐美恐美毛

申給波久申、

天皇御元服年々

清和天皇 貞觀六年正月二日

陽成院 元慶六年正月二日

朱雀院 承平七年正月四日

円融院 天祿三年正月三日

一条院 永祚二年正月五日

十五歳
十五歳
十五歳
十四歳
十一歳

後一条院	寛仁二年正月三日	十一
堀川院	寛治三年正月五日	十一
鳥羽院	天永四年正月一日	十一
崇徳院	大治四年正月一日	十一
近衛院	久安六年正月四日	十二
高倉院	嘉応三年正月三日	十一
後鳥羽院	文治六年正月三日	十一
土御門院	元久二年正月三日	十一
後堀河院	承久四年正月三日	十一
四条院	仁治二年正月五日	十一
後嵯峨院	建長五年正月三日	十一
後宇多院	建治三年正月三日	十一
後伏見院	正安三年正月三日	十三
花園院	延慶四年正月三日	十五
当院	至徳三年正月三日	十一

後光明照院関白	正和六年正一一
後称念院関白	嘉曆二年正一一
後報恩院大閣	延久五年正一一
鷹司関白	応安元年正月一日

伊勢

たゝため日本神達守春

聖苗

御石の戸もひらきて天地の動なき」

(19)八幡

天地の無動世の東風に 白き青きハ山の雲間か 満家
アメツチ ウコキナキヨコチ
 散梅の面かけのこす花の色を桜か枝にうつしてそやる
 散梅の名残も更に忘られて桜にそ□るはるの心よ

千年へん若山松に

あら玉の春をむかへて若山の松にそ千代の例そふらむ

永享五年二月十一日、聖廟一万句御法樂、人數廿人、
 各五百韻、懷紙打疊下繪梅上ヲ金ハクト白ハクニ、是
 ヲタム、上一打ハ金ハクナリ、下余ノハ皆只下繪許也、
雲ナリ
 (九条兼実)
 月輪撰政
九条節教
 己心院撰政
 文治五年正月一日
 德治二年正月一日
 関白元三無出仕例

以薄様裏之、居柳箱則令持參、進折紙千疋、有対面、
仍退出、入夜対面時分蠟燭をトホサル、赤松播磨守申
次、直垂・大口、御連歌人數武家悉直垂也、自十日夕
向宿坊政所、南向・西向三宝院五百韻、七以前令首尾
了、

慈恩寺泉州日根野内加当職事、更不及知行候、彼寺申
分可為理運候ハヽ、守護押領分悉可被付本所候、守護
無理押妨被打置不背本所、累代家領如形知行分可為御
沙汰候之条、不便次第候、所詮守護押領分被返付、其
後慈恩寺所申理運候ハヽ、可被返付候歟、

明徳四年二月廿七日、禁裏御会始(後小松天皇)、題者(久我具通)右大臣(藤原)、講師(東坊城)資國朝臣(日野西)、讀師右大臣(洞院)、下讀師菅宰相秀長卿(葉室)、

若山のめくみをふかく馮つゝ今日や明日と日を送るか

な

正月廿九日、被行任大臣節会、同有小叙位、太政大臣(藤原)

右三句□□□□

兼良・内大臣藤原実熙(正親町)、権大納言頼時(松木)、同宗繼・権中

納言藤原実鄉・同持季(三条)、參議藤原公綱・内藏頭藤原

御琴枕ニテ 虚直 三詞一裏

梓弓引たはめてそ折つらん梓のまゆみいてはみねとも

人の梓弓□□にを遣けるに

ひく人の引たはめてそ折つらん

まゆみの□□にいてハみねとも

正一位藤原定親・從四位下同資重・同俊秀、

預置加賀入道文書共注置、

「四方拝事」 文安式年七月十三日

哲利^{テツリ}

則着座、先向北唱屬星名号七遍、先本命、次當年、

諸惡人共聊ツ、注之、可秘 ヘツフ哲木

輪田庄御事、聊注之、同綸旨案三通、^{武家御教書}

年中行事歌合ニアリ
追儻桃弓葦矢とりて鬼を追なり

あさからぬ心の程をしらせんとふかき色かの梅うつす
なり

自寿永二至文安四、二百六十一年、

ハクタクヒケノツ
白沢避怪図

万事ノケヲサル

梅や花くるうくひすのはねかつら

一条^{文安三・正月}

何の集の歌やらん

さほ鹿の爪たにひちぬ谷水のあさましけなる我たもと

かな

歟厄之中、「過度我身」、「災害」之中、「過度我身」、「依書落以朱」

^{書入了}

応永廿七年二月九日、嵯峨宣楊寺僧參時、被成一座宣
下、^{于時余} 同日

(16)

四方拝事、「文安式年七月十三日、□□□□□之切書存了、」

寝殿南階前砌、設座、敷弘筵、其上敷円座、
庭上四角挙灯

奉行職事為勾当、
然而五位

四方拝事、「文安式年七月十三日、□□□□□之切書存了、」
入道白筆^(九条姓教カ)之本也、可秘々々、
愚老^(花押) 五十二
(15) 天照大神・春日大明神、誓約以凡慮不可被改乎、就中近
年天変地妖連綿不絶、神社仏寺怪異相続、此時殊可被施
德化歟、而失先例、背道理者、天靈難測歟、

毒氣之中、過度我身、「歟厄」之中過度我身、「災害」之中過度我身、「過度我身」、「歎

魁呂咀之中、過度我身、五兵口舌之中、過度我身、厭

毒氣之中、過度我身、百病除愈、所□隨身、急々

如律令、

次向同方再拝、次拝乾、次拝地坤、^{イヌイ} 次拝四方、^{ヒツシザル} 先東、^{ヒツシザル} 次南、^{ヒツシザル} 次西、^{ヒツシザル} 次北、

次拝大將軍可有左曆、次拝王相、次拝天一、次太白、已

上再拝、

次拝伊勢東、次拝八幡南、次拝賀茂北、

次拝春日南、次大原野^{ヒツシザル} 坤、^{ヒツシザル} 次日吉、艮、

次吉田東、次梅宮^{ヒツシザル} 坤、頗西、次祇園、艮、頗北、

次北野乾、次惣神南^{已上兩度再拝}、次帰昇、

文安式年七月十三日、一見之次書写畢、故

旧記一見之次書寫了、文安式年七・四、

俄被停其職之条、微運之至極歟、朝儀之違亂歟、愁
鬱難休、今□當德政之時、無様実之計者、後當又期

一、大臣転任御拝賀、雖非公事、次被略扈從公卿、殿上

前驅・下部等、無單榜勘例、

正安元年五月十四日、〔九條師教〕己心院殿于時左大臣、転任御拝賀

并御着陣被行之、

元亨二年九月四日、〔九條房史〕後一音院殿于時左大臣、転任御拝賀

并着陣被行之、

曆應四年八月十四日、〔九條道教〕三緣院殿于時左大臣、転任御拝賀

被行之、已上此外者、無所見候、」

(13) 当御代有所存不出仕之由、御沙汰之条恐歎入之事、

德治讓國之沙汰、忠功貽超過先規、隨而以賴藤〔葉室〕・俊光〔日野〕等

卿慤勤勅定留耳底、彼卿等又不忘却歟、此上於當代有何

事、所存可存不忠哉、併奉任天照大神・春日大明神、彼

兩神昔約諾雖末代于今未相違、凡為摶闊嫡嗣之仁成人之

後、漏幕下三ヶ度并悉相關之条、前代未聞也、憶家塵仕

朝廷之輩、偏為同祖跡也、而背先例、貽家之瑕瑾愁拝趨

之条、就冥顯有恥有恐之間、不及出仕、違理運之望者、

何不抽微忠哉、法皇御〔伏見天皇〕在位之時、正應三年公守・公孝等

公共為大納言公孝者、為位次上臘為外舅、為公孝公者、

鬱憤籠居不覃出仕、共以雖凡人以謂譜代所存猶如此、何

無超越之先規、当代初貽其例、為家之瑕瑾也、為身

况於摶家之嫡嗣哉、雖然彼公譜代之間、同四年任内大臣、

之恥辱也、去々年適雖遂先途無科無過、不奉拝祖神

(12) 同五年賜兵仗出仕、正安元年任右大臣皆是」法皇御治天

正應六年八月三日

壽限事」

(14) 月輪入道殿六十一薨、〔九條良経〕後京極摶政殿三十八薨、

峯入道殿〔九條道家〕四十七薨、

洞院摶政殿廿六薨、

(忠家)

故九條摶政殿四十七薨、老臣今年四十六、

老臣當短祚之仁、必雖不依文寿限、明年非無其恐、
凡九條・近衛兩流之家嫡相互見任之大臣、自他更雖
無超越之先規、当代初貽其例、為家之瑕瑾也、為身

之恥辱也、去々年適雖遂先途無科無過、不奉拝祖神

徳化也、何限房実卿併不出仕可被失先途乎、

文安式年七月廿一日 一見之次書写、

八月 日

判

□□□□入道殿」

(1) 武家御教書案・正文紛失、管領之時、
畠山、基國

九条禪閣家雜掌申、摂津国輪田庄事、雖為地頭請之地、

年々令無沙汰之間、先度被仰之処、猶以不承引云々、太
不可然、早止請所之儀、可沙汰付下地於雜掌之状如件、

応永五年六月十五日

細川右京大夫殿

兵庫輪田庄事、前職之時閣當知行之支証、及湯誓文候、
凡先代未聞之成敗迷惑候、方未懸之儀、及無理之牢籠候、
今幸當奏政候之条、越訴之望、併家門之高運候、以何奉
行可申候哉、被仰付候ハヽ、恩賜之至候、被任理運可仰

懇御下知候也、謹言、

八月十一日

判

摂津国輪田庄範資濫妨事、奏聞之処、止其妨可全所務之

由、可有御下知之旨、天氣所候也、以此旨可令申入給、

仍執達如件、

元弘三年

七月二日

右兵衛督長光

輪田庄事、数百年
度々之云當知行、云支証文、無異論之処、前職之時

代官赤松阿波入道不對一紙之支証、任口就掠申無是非及

誓文候之条、先代未聞之次第、天下之□幸今當政候条凡政道之瑕瑾

候歟、同庄事候、以福原之引懸急可被申沙汰候、雖不尚

候、不知於理運者、可期後策之状如件、

(10) 摂津国輪田庄範資追捕狼藉事、

奏聞之処、不叙用勅裁之条、不可然、任先度綸旨、早停
止濫妨可全所務由可有御下知之旨、天氣所候也、以此旨

可令申入給、仍執達如件、

元弘三

八月十七日

右兵衛督長光

謹上 前菅少納言殿

摂津國輪田庄事、円真掠建永政所下文、雖申子細可為本所進止之上、非勅裁之限者、天氣如此、以此旨可令申入

九条入道(忠教)関白殿給、仍執達如件、

元亨四年十一月廿一日

右少(万里小路季房)弁判

謹上 左京権大夫殿 文安式、八月十九日書写了、

遣細川□□□□
いつとなき身のつらさをもなく見てたのむ詞の玉そ
れしき

輪田目安案(滿家)
九条前関白家雜掌申、
兵庫輪田庄事、
副進

勅裁三通

元弘三・七・二、同三・八・十七、
元亨四・十一・廿一

武家御教書案 応永五・六・十五

建武御安堵御判 同御當知行目錄□□
段錢御教書一通

輪田庄目安遣奉行候、先日典廐様懇給御返事候之条、併可被移藤氏之一流善政候、此時不安堵者、數百年當知行之家領未來可得替候之間、外生実儀可預入事候、内々

右当庄者、為重代之御領、一日無他妨御當知行也、爰御代官赤松阿波入道近年御年貢少々令無沙汰之間、雖改御代官之処、乍沙汰御年貢非御家門領之由申之、御當知行之」上分、雖不及御支証之沙汰、本□度々候へ、勅裁御支証等之処、不對一紙之支証、任□就掠申前職之御時、及湯誓文之條先代未聞之次第、御馮之瑕瑾者歟、已非御代官之由就中絕相論之処、致及□偽也、当日連々以使者御年貢・段錢等執沙汰之上者、爭非御代官由可申入哉、事可被閣之由、転々雖歎申、被仰定間、不及被閣之、於湯誓文者、相語神子百姓以下待夜□致沙汰之間、傍事之儀不審多、今年相當善政之条、併可被移藤氏之御嫡流、為御祖神之冥鑒者歟、為庄上候、以□原之行懸、早被沙汰付本所之御雜掌、弥為仰有道之德化、謹言上如件、

能々可得御意候、自最初馮入事候間、不可被等閑候之條、
心安存候、猶含使候之狀如件、

細川右馬助殿
(持督)

四月廿三日
宗永
長塩入道殿

判

九条前関白家雜掌申、摠津國輪田庄領家職事、早可被出
召符案(九条滿密)

兵庫

對之由候也、仍執達如件、

文安二
九月六日

飯尾加賀入道
(持行)

真妙判

支証無異論候之
支証文

輪田庄事、云數百年當知行、云度々之支証無異論候之

處、前職之時、代官赤松阿波入道不對一紙之支証、任雅
意就掠申、無是非及湯誓文候之條、先代未聞之次第、政
道之瑕瑾候歟、幸今相當善政候之條、一流可被移高運之

至候、且者可□家門領同庄・福原庄近年已召放候歟、引

赤松阿波入道殿

貞光判

同美濃守

二宮織田請文案
(7)

九条殿御家門領尾張國二宮大県社御代官職條々事、

一、御月宛自二月至六月每月十貫文宛、自七月至十一

月參拾五貫文宛、都合貳百五十貫不謂干水損為請

切可致沙汰候、

輪田庄事、奉行今日披露候之様被仰付候者、厚恩之至候、
去年以來以此引懸如形家領代官共、大略年貢抑留候之間、
併一流牢籠計候、尚々一向馮入、御扶持之外無他候也、
仕候など待入乘破候之歟、其理處之至候、仰□候間、馮入□□候外無他候

一、寺沙汰方事者、可為御直納候之上者、一向大小事、
為御代官不可□申候、

謹言、
一、段錢事、被相懸之時者、任田數御上使相共可致沙
汰候、但沙汰之料足十分一者、可為御代官得分候、

八月廿八日

一、地下社家檢斷事者、本所様へ注進申可致其沙汰候、

一献分并檢断物等、於半分者、可執沙汰申候、半

分者、可為御代官得分候、

一、散錢事者、三々分之御本所一分、社家一分、御代

官一分可給候、

一、神馬出来候者、可沙汰者、御本所江可進上申候、

一度八御代官可給候、

一、御月宛当月を無沙汰申候て、次ノ月十日過ては加

利平可沙汰申候、利平ハ、六文子御代官御公用秘
計申候ハんすると、為利平にて候へし、

一、木津寄等事、千万にて候、注進半分ハ、「本所進上

可申候、半分ハ御代官可為得分候、

一、春日社御供錢壹貫文、七月朔以前可進上申候、

右条々、捧請文候之上者、不謂干水損、為請切可致
沙汰候、次夫賃事、京着式百五十貫文定申候之上に
勘定不可申候、雖聊候、背此請文、御月次等致無沙
汰、或又依為國方被官、以御代官之号、於社家、地
下致無理非法候者、雖何時候、可被召放御代官職候、

(6)

其時更不可申一言子細候、若募國方之權威、難渉申
候者、可預殊御罪科候、仍為後日請文之狀如件、

文安元年八月 日

織田豊後守

文安元年八月 日

直信判

万里小路殿

御奉行所

輪田庄事、以此引懸如形家領代官等、御年貢一向押領候
候歟之間、雖難申立候、可為御扶持一段候條、
子孫□度可仕、朝廷候歟、□□□可為御扶持候之間、
任理運□之至候者、傍□□候、
不知■■■足踏候、被致披露候様、重被仰候者、新恩
之至候、謹言、

九月 日

細川右馬助入道殿

九条前関白家雜掌申、摂津國兵庫輪田庄事、先度被仰之
處、無音云々、不曰可被出對之由也、仍執達如件、

文安元年九月十四日

飯尾左衛門入道

同美濃守 真妙判
貞光判

赤松阿波入道殿」

(5) 九条前関白家雜掌申、

播州蔭山庄内下村事、□□□□□悦入候、殊悦入候、余□□雖外悦入候、播州蔭山庄内下村事、暫可被全知行候之条如件、

九月 日

判

飯尾加賀入道殿」

右泉州日根庄五ヶ村事、雖累代之家領候、守護久押領候、
被成御教書候、守護依歎申被定請地、每年

仍勝定院殿御代歎申候之間、
足利義教

被定守護請被召下請文致知

武万定可被沙汰由、進請文了、
足利義持

行候了、雖然令無沙汰候之間、普光院殿御代日根野・入

山田兩村先被渡付候、雖直納分候、大略守護押妨候之間、
足利義持

當知行分如形候、今自建□寺中申子細候之由承候、其趣

不審之段候披露候者可得此意候、□□も此子細聊触申候

様□狀如件、可令披露候之狀如件、

(4)

輪田庄事、以此引懸如形家領代官等、今年者一向押領候之間、已及牢籠候之處、當善政□累代之恥、可殘一流之斷絕候歎之由成仰候、但不肖事候之間、難申立候、馮為御扶持一段計候者、致披露候之様、被仰付候者、併可為新恩候也、

九月 日

細川右馬助入道殿

九条前関白家雜掌申、摂津国兵庫輪田庄事、度々被仰之處、無音不可然候、所詮來廿九日以前可被出對之由候也、
仍執達如件、

九月廿二日

真妙判

十月五日

判

赤松阿波入道殿

飯尾加賀入道殿

輪田庄事、如御存知、先度申付長塩入道候、今以同前候、此近辺奉行職等も候はぬ由申候、赤松阿波入道定転々可歎申候、無御□□□候、家門零落之式、云御扶持併又可為新恩候、先同所有持參候、恐々謹言、

十月十三日

判

細川右馬助入道殿」

(3) 輪田庄事、此近辺奉行之在所も候はぬ由申候之間、申付長塩入道候、赤松阿波入道定輕々候、可歎申候、去年以來令猛惡候、累代之家領事候、任御理運可被返付候者、凡近比家門零落之式、絶常篇候、就家領等不被加御扶持者、一流斷絶不可久候、一向可被□□□且同所□□引懸事候、併可被□被□候、馮存候也、謹言、

十月十三日

判

細川右馬助入道殿

(2) 輪田庄事、同者早々預披露候者、可為厚恩候、以此引懸如形家領等去年以来弥一向無足候之間、併可為牢籠体候、馮存計所期候、乍沙汰年貢家門訴訟をハ東方へ□遣候、加様者も可被用候哉、其上三ヶ度綸旨可被成比度不肖之間、沙汰之分事候へ共、政道正路候ハ、争可被棄捐候哉之狀如件、

十月十九日

判

飯尾加賀入道殿

輪田庄事、勲功之賞之由掠給綸旨、令濫及三ヶ度_候妨間申返畢、号

東方支証所見何事候哉、謀訴可有其咎者歟、已乍沙汰年

邦有道貧且イヤシキハチナリ賤恥也、邦無道富且恥也、

四論語

貢、号地頭一円地之条、奸訴之至可□御批判候、□□置□証状事ハ、先職時可□由依申遣之、及湯起請之条有其謂者、及是非候、不背本所領、任雅意就令沙汰代官職為令改易之時、以湯起請可落居者、向後不可有□□候、去年以来以此引懸如形家領大略令押領之旨、併可及□□計候、任理運可仰付候、」

重遺加賀入道状案（飯尾）

勅裁（マニ）

輪田庄事、勲功之賞之由掠給綸旨、濫妨之間、及三ヶ度申返候了、進之、号東方支証所見何事候哉、謀訴可有其咎候、已乍沙汰年貢号地頭一円之地之条、奸訴之至、非御沙汰之限候、次証状事、先職時不書出者、不可叶之由依申遣之、当知行之地閣數通之支証等、及湯起請之条、其謂候者、不及是非候、當時不有本所領、任雅意就令無沙汰、代官職令改易之時、以起請（以下欠）」

(1) 曾我五郎

心のたけさ情のふかさ人にくるゝによつて屍の上に、恩賞かふる、是や文選の詞ニ爾文王ハそのあたにしたしんてたはへ諸使をさとり、斎ノ桓公ハ其あたをもちいてしかも天下をたゞすとハ、今の御代ニしられたり、

懷玉章□□□□□祇候女房説之云々、

忍もつ我にふところの玉章を夜深て出る月かけぞ見れ思きや和歌の道にも名取川□□ね渕ニしつむへしとは

けに□きくは人心あれかしけにへき
くれてとふ里のあるしの宿かさて□□ねて日ハてりな
から雨やふるらん
石のふたつの穴やたゞくらん

赤蛇□地鬼名大枝、皆如此読候、

達□□□□於民為時容、
白沢避怪図「ハク」「タク」「ヒ」「ケラ」「ツ」
「万事ノチヲサル
顔人身口」

今日散て秋を護る紅葉かな
（のこさぬ）
（為□□）

宇治大納言物語卷廿内

ひるハせみ夜るハ螢に身をなしてなきくさりてはもえ
やあかさん

自寿永二至文安四 二百六十一年」